

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本葉たばこ技術開発協会（以下「開発協会」という。）の定款第51条に基づき、賛助会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(入会資格)

第2条 賛助会員として入会しようとするものは、次のいずれかに該当する会社、団体でなければならない。

- (1) たばこ耕作用資材取扱い会社
- (2) たばこ耕作に関する業種別研究会、懇談会、普及会、その他の団体
- (3) 特に開発協会の会長が認めた会社、団体

(入会の申込)

第3条 第2条に定める資格を有するものが賛助会員に入会しようとするときは、開発協会が定める様式により「入会申込書」を提出しなければならない。

(加入部門)

第4条 賛助会員は、以下の部門に該当する会社および団体とし、これを加入部門とする。

- (1) 農薬部門
主として、たばこ用農薬を取扱っている会社
- (2) 機械・乾燥部門
主として、葉たばこ用耕作機械および葉たばこ乾燥機を取扱っている会社
- (3) 肥料部門
主として、たばこ用肥料を取扱っている会社、たばこ耕作に関する会社および団体
- (4) その他の部門
主として、上記以外のたばこ用資材を取扱っている会社、たばこ耕作に関する会社および団体

(入会金および賛助会費)

第5条 賛助会員の入会金および賛助会費は、下表のとおりとする。

	加入部門	金額
入会金	全部門	3万円
賛助会費(年会費) ※別途消費税を課す。	農薬部門	1口 20万円
	機械・乾燥部門	1口 15万円
	肥料部門	1口 15万円
	その他の部門	1口 10万円

- 2 事業年度(10月)より賛助会員として入会しようとするものは、所定の「入会申込書」を提出後、開発協会から送付された請求書により、入会金と賛助会費を11月末日までに開発協会へ納入しなければならない。
- 3 事業年度途中に賛助会員として入会しようとするものは、所定の「入会申込書」を提出後、開発協会から送付された請求書により、入会金と賛助会費を請求書送付の翌月末までに開発協会へ納入しなければならない。なお、4月以降入会したときの賛助会費は、所定金額の半額とすることができる。
- 4 賛助会員は自動継続とし、開発協会から送付された請求書により、賛助会費を10月末日までに開発協会へ納入しなければならない。ただし、賛助会費口数に変更がある場合は、9月末日までにその旨を開発協会へ連絡しなければならない。
- 5 既納の入会金および賛助会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会費の使途)

第6条 賛助会費は、開発協会の定款第4条に定める公益目的事業、及び法人会計に1対1の割合で使用する。ただし、入会金については全額を法人会計に使用する。

(賛助会員への便宜)

第7条 賛助会員の資格を得たものは、次の便宜を受けることができる。

- (1) 試験負担金の割引

ただし、賛助会費の納入を確認後、適用される。

- (2) 試験依頼受付開始の案内
- (3) 各種懇談会への無償参加（農薬・機械・乾燥・肥料部門）
- (4) 「会報」「たばこ耕作資材委託試験公開公報」等の無償提供
- (5) たばこを取り巻く状況に関する情報提供
- (6) 試験合格シールの割引

（会員資格の喪失）

第8条 次の場合は、会員の資格を失う。

- (1) 会員の事業整理・解散等により第2条に定める入会資格を失ったとき
- (2) 開発協会が指定する期日までに会費を納入しないとき
- (3) 会員から「退会届」があったとき
- (4) 除名されたとき

（退 会）

第9条 賛助会員が退会しようとする時は、原則として9月末までに、開発協会が定める「退会届」を提出しなければならない。

（除 名）

第10条 賛助会員が開発協会の名誉をき損し、または定款に反するような行為があったときは、理事会の決議により賛助会員から除名することができる。

附 則

1. この規程は、平成24年10月1日から施行する。
2. この規程の一部を平成25年10月1日に変更する。
3. この規定の一部を平成28年11月25日に変更する。